

## クレジットカード現金化について

平成23年6月27日  
消費者庁

## 1 クレジットカードの現金化・その問題点

## (1) クレジットカードのショッピング枠の現金化

本来、商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング」枠を、現金を入手することを目的として利用することを指す。「キャッシュバック方式」と「買取屋方式」の2つが存在（別紙）

## (2) 問題点

- 結局は債務を増やし、支払い困難に陥りかねない
- カード規約違反に問われ、クレジットカードが利用停止になる恐れ

## (3) 消費者センターへの相談件数

2005年度以降1,402件、2010年度は606件、2011年度は5月までの2カ月間で45件

## 2 消費者庁の取組み（「ストップ！クレジットカード現金化」キャンペーン）

## (1) 特設ウェブサイトの開設

- 特設ウェブサイトを開設（12月1日）
  - 蓮舫大臣版のVTRも掲載（2月初旬）
  - 各都道府県・市区町村及び消費者団体等に対し、当サイトへのリンクバナーの掲載を依頼（2月中旬以降）
- 特設モバイルサイトを開設（12月8日）

## (2) ポスター・チラシの配布

ポスター5万部、チラシ56万部を送付済（金融機関・ハローワーク・消費者団体等）。

## (3) 街頭啓発活動を実施（新橋駅前、12月22日）

## (4) 政府広報の活用

- 政府広報オンライン「各府省からのお知らせ」に掲載（12月2日・9日付）
- モバイルサイト広告を掲載（ニュースサイト「The News」、1月3日～9日）
- インターネットテキスト広告を掲載（MSN産経・読売オンライン、1月3日～9日）
- 政府広報インラインの特集コーナーに記事を掲載（2月18日）
- 広告を新聞に折込（約3,600万部、2月20日）
- 政府広報オンライン「今週の政府広報」に掲載（2月21日）
- インターネットアニメーション広告を掲載（各社ニュースサイト、2月21日～27日）
- 長官と中山秀征氏によるトーク番組を放送（FM東京、2月25日）
- 政府インターネットテレビに動画を掲載（3月24日）
- 政府広報オンラインにてウェブマンガを掲載（4月8日）

## (4) その他

- ・ 金融庁と連名で、各都道府県に対し、各自治体の町内会等においてチラシを回覧することを要請（12月13日）
- ・ 国民生活センターからも消費者への注意喚起を実施（12月1日、6月15日）

## 全国の消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談数(平成22年5月～平成23年4月分)

相談数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
	件数												
①「今後は借りられなくなると聞いたが本当か」といった総量規制に関する相談	142	406	279	173	170	125	91	59	51	36	40	8	1,580
②「過払金返還請求の手数料が高額」といった弁護士・司法書士の対応に関する相談	117	175	135	117	106	113	115	86	101	103	72	52	1,292
③「ヤミ金から電話がかかってきた」「ヤミ金を使用するか悩んでいる」といったヤミ金融に関する相談	349	379	371	371	343	328	330	265	340	270	218	210	3,774
④ その他の相談	4,700	5,707	5,225	4,482	5,904	4,916	5,443	4,589	5,706	5,626	3,912	2,295	58,505
うち、借入困難等の相談理由「専業主婦(夫)」であることを相談者が言及したもの	58	71	39	32	49	60	36	16	62	52	56	31	562
<b>合計</b>	<b>5,308</b>	<b>6,667</b>	<b>6,010</b>	<b>5,143</b>	<b>6,523</b>	<b>5,482</b>	<b>5,979</b>	<b>4,999</b>	<b>6,198</b>	<b>6,035</b>	<b>4,242</b>	<b>2,565</b>	<b>65,151</b>
一日の問い合わせ件数平均	171.2	222.2	193.9	165.9	217.4	176.8	199.3	161.3	199.9	215.5	136.8	85.5	178.5
<b>提出割合</b>	<b>71.1%</b>	<b>69.5%</b>	<b>73.1%</b>	<b>70.6%</b>	<b>70.6%</b>	<b>67.3%</b>	<b>65.1%</b>	<b>63.3%</b>	<b>71.1%</b>	<b>66.0%</b>	<b>63.6%</b>	<b>47.9%</b>	
相談数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
①「今後は借りられなくなると聞いたが本当か」といった総量規制に関する相談	2.7%	6.1%	4.6%	3.4%	2.6%	2.3%	1.5%	1.2%	0.8%	0.6%	0.9%	0.3%	2.4%
②「過払金返還請求の手数料が高額」といった弁護士・司法書士の対応に関する相談	2.2%	2.6%	2.2%	2.3%	1.6%	2.1%	1.9%	1.7%	1.6%	1.7%	1.7%	2.0%	2.0%
③「ヤミ金から電話がかかってきた」「ヤミ金を使用するか悩んでいる」といったヤミ金融に関する相談	6.6%	5.7%	6.2%	7.2%	5.3%	6.0%	5.5%	5.3%	5.5%	4.5%	5.1%	8.2%	5.8%
④ その他の相談	88.5%	85.6%	86.9%	87.1%	90.5%	89.7%	91.0%	91.8%	92.1%	93.2%	92.2%	89.5%	89.8%
うち、借入困難等の相談理由「専業主婦(夫)」であることを相談者が言及したもの	1.1%	1.1%	0.6%	0.6%	0.8%	1.1%	0.6%	0.3%	1.0%	0.9%	1.3%	1.2%	0.9%

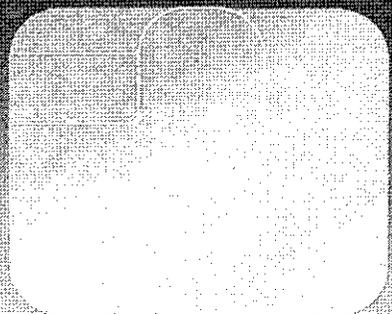
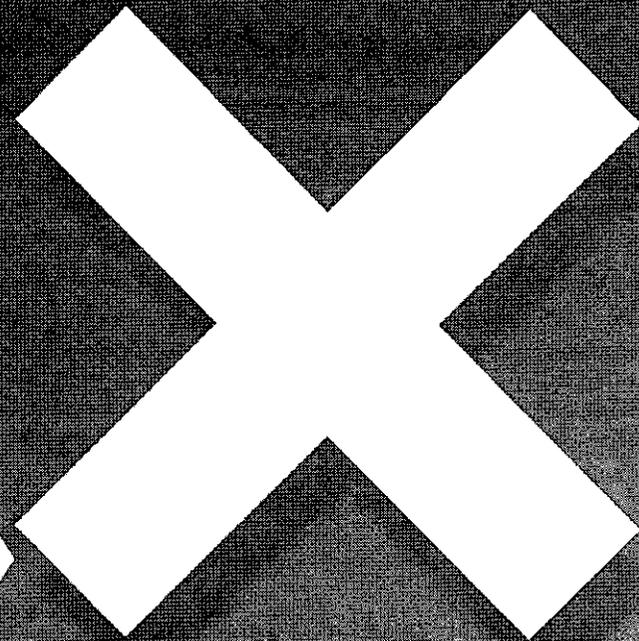
(注1) 本調査は全国547ヶ所の消費生活センターに任意で提出を依頼しているものである。

(注2) 5月分の調査は、調査票を5月半ばに発出したため、5月前半の相談件数が実際よりも低くなっている可能性がある。

◀ 借入れや返済でお悩みの方へ

クレジットカードの

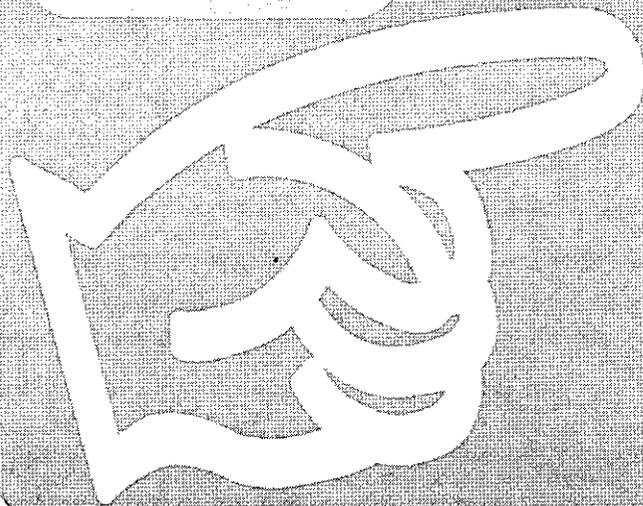
ショッピング枠の現金化は、



消費生活相談はこちら（消費者ホットライン）

ゼロ コー ナ ナ ゼロ 守 る う よ みんな を

TEL:0570-064-370



相談窓口へ

消費者庁

早めに相談を！

詳しくは裏面をご覧ください

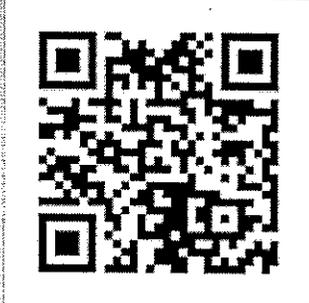
# 「クレジットカードのショッピング枠の現金化」は



「手軽」「安心」「信頼」とうたわれていても...

消費者庁モバイルサイト

- 結局は債務を増やし、支払困難に陥りかねません。
- 現金化によりクレジットカードが利用停止となるおそれがあります。
- 「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルも発生！



適法であるかのように一部業者が宣伝していますが...

- 「景品表示法を遵守しています」  
→ 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、  
**現金化が問題あることに変わりはありません。**
- 「公安委員会の許可を受けています」  
→ 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、  
**現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。**

**「借りられない」「返せない」、困ったときは、あわてないで、無料の相談窓口にお電話を。**

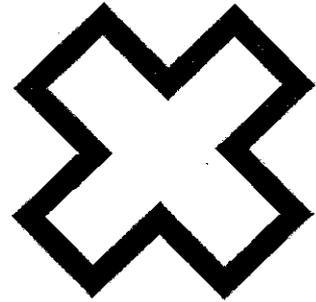
相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内いたします。

消費者ホットライン（消費生活相談窓口）	0570-064-370
金融庁・金融サービス利用者相談室	0570-016-811 / 03-5251-6811
法テラス・コールセンター	0570-078374 / 03-6745-5600

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター(0570-051-051)でも相談できます。

## クレジットカードの ショッピング枠の現金化は、



クレジットカードのショッピング枠を現金化できないか悩まれている方へ  
～現金化を目的としたカードの利用はやめましょう～

### クレジットカードのショッピング枠の現金化とは？

クレジットカードには、商品やサービスを購入して、後払いにする「ショッピング」の機能と、カードを用いてお金を借り入れる「キャッシング」の機能があり、それぞれに利用できる金額枠が設定されています。

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」とは、本来、商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング」枠を、現金を入手することを目的として利用することです。クレジットカード会社はこのような使い方を認めていないため、現金化に利用したクレジットカードは利用停止となるおそれがあります。

#### 現金化の手口の具体例

##### ケース1 いわゆる「キャッシュバック方式」

- ① 消費者が、業者のホームページ等を通じて、クレジットカードのショッピング枠の 50 万円分の現金化を申し込み、商品(例えばCD-ROMなど)を購入する。その際、本人確認や商品発送のため住所や自宅・携帯電話番号、口座番号等を入力する。
- ② 業者がクレジットカードでの申込手続きが完了したことを確認した後、商品購入のキャッシュバックとして業者から消費者に 40 万円が支払われる。
- ③ 後日、消費者はクレジット会社から 50 万円の購入代金を請求される。

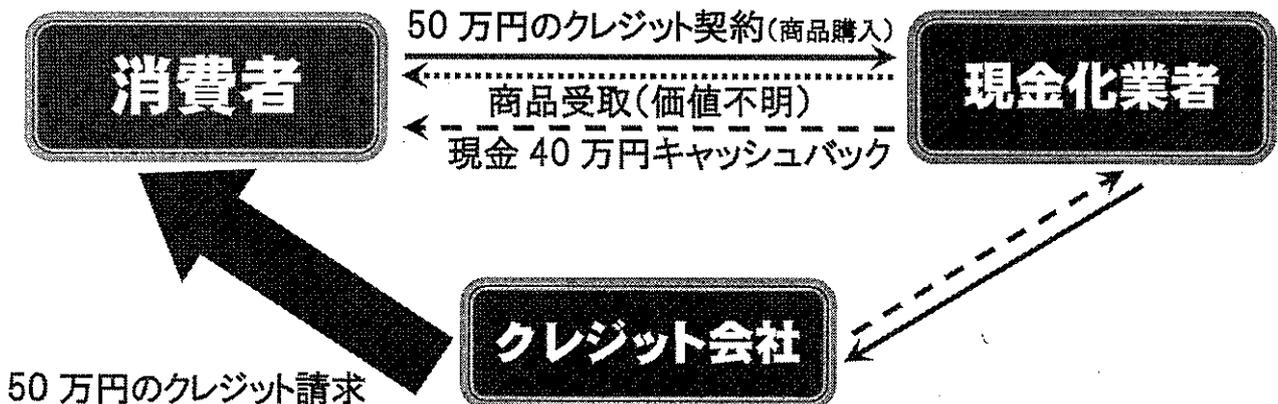


図1 キャッシュバック方式

現金化の手口の具体例  
ケース2 いわゆる「買取屋方式」

- ① 消費者は業者が販売する商品(例えば指輪など)を、クレジットカードを使って 50 万円で購入する。
- ② 購入後、同じ業者が消費者から商品を 40 万円で買い取り、消費者は 40 万円を得る。
- ③ 後日、消費者はクレジット会社から 50 万円の購入代金を請求される。

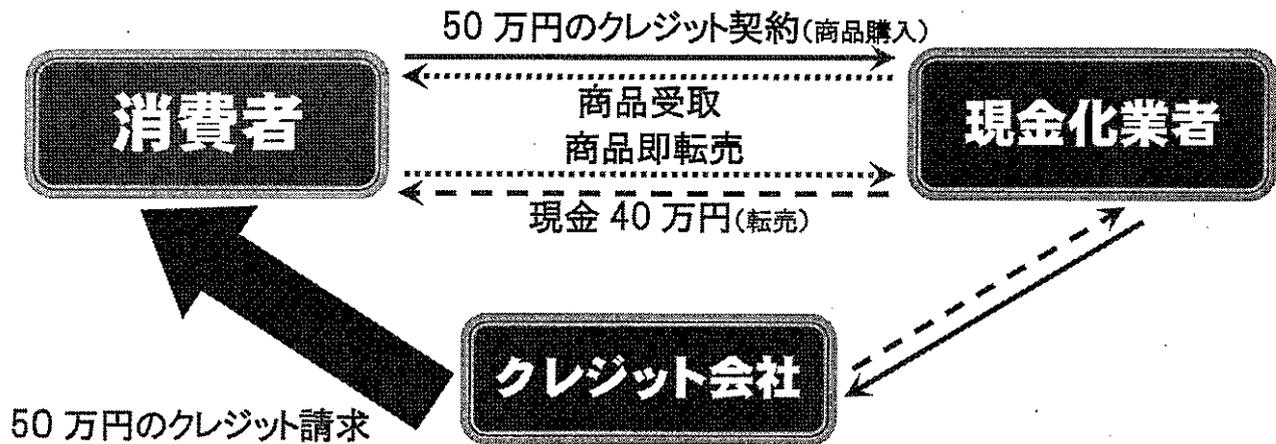


図2 買取屋方式

- ☑ いずれの場合でも、消費者は一時的に 40 万円の現金を手にする代わりに、結局はクレジットカード会社に対する 50 万円分の債務(借金)を負うことになります。
- ☑ さらに、「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルも発生しています。

適法であるかのように一部業者が宣伝していますが…

現金化業者の広告例

ケース1 「景品表示法を遵守しています。」

- × 現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、現金化が問題あることに変わりはありません。

現金化業者の広告例

ケース2 「公安委員会の許可を受けています。」

- × 公安委員会が古物商としての許可を与えているに過ぎず、現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。